KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

清末民初、上海の会館・公所と商会: 組織構成を中心として(下)

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部
	公開日: 2016-09-05
	キーワード (Ja): 会館・公所(ギルド), 紳商,
	商会(総称)成員, 商会指導層
	キーワード (En):
	作成者: 林原, 文子
	メールアドレス:
	所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00006200

清末民初、上海の会館・公所と商会

――組織構成を中心として――(下)

林原文子

要旨

近年、商会の資本主義的性格を高く評価する見解が出てきているが、本稿は商会の構成者の性格を分析し、ギルドの影響の存続の有無に注目する。上海商業会議公所は官憲の補助機関の性質を佩び、その会員は多くは会館・公所の董事からなりギルドの機能を存していた。指導層の内、官僚の地位を保有する者が七割強を占め紳商であった。上海商務総会の構成者は一幇一行が代表を商会会員に推挙し、このことが「商会組織内部をして封建的性質の行幇勢力の存在と影響を完全に排除することは不可能にした」。1920年の「桂電」事件では商会指導層の紳商としての体質が露呈された。改選後会長は新興の指導者になったが、商会の基礎を成した会館・公所は幇の影響が強くその中心は寧波幇である。1920年の改選で会長に湖南幇の聶雲台が選出されたのを除き、前後25年間、会長は特に寧波幇に属した。幇の領袖が近代企業家に転進できるかが、商会近代化の鍵になるとみられる。

キーワード:会館・公所(ギルド)、紳商、商会(総称)成員、商会指導層

五、上海商業会議公所の組織構成

1902年に成立した上海商業会議公所の組織については、「上海商業会議所第一回章程」の規定によれば、当公所は指導層に、総理一人、副総理二人、総董五名を置くことになっている。この外、「南北各市各行業に就き各商董(商工業団体の役員)二人を推挙して入会させ、名は議員という。」各「行業」すなわち同業同郷者組合の代表を取り込んで構成したことが判明する。その上層部の総理であり総董も兼ねたのが厳信厚で、源豊潤銀号、通久源紗廠(紡績工場)等に投資し、中国通商銀行総董を兼任し、候補道員の官職の地位を保有していた。所属行幇(同業同郷者組合)は歴史と勢力を誇る寧波幇の四明公所である。副総理二名の一人周晋鑣は寧波通久源軋花廠(綿繰り工場)に投資し、彼もまた四明公所に所属し、候補知県の官職を持っていた。もう一名の副総理毛祖模の従事した業種は明らかでないが、また湖北候補道の官職

を持っていた。他の総董四名のうち、唐杰臣は、上海内地自来水(水道)公司、怡和紗廠等に 投資し、怡和洋行買辦を兼ねた。広東出身者の大幇である広肇公所⁴¹⁾所属である。総董梁鈺 堂は、永泰源茶棧(倉庫兼問屋業)に投資し、徽幇(安徽幇)茶桟業の領袖であった。総董陳 潤夫は、天潤祥票号(為替、預金、貸付を主とする金融機関)、宝善斎、南洋官書局に投資し、 南幇匯業(為替業)の顔役だった。江西会館に属し、候補道員の官僚の資格も得ていた。総董 朱葆三は、慎裕五金号に投資し、五金洋貨業の大物で、平和洋行買辦を兼ねた。彼もまた候補 道員の資格を有していた(のち1910年代後半、上海総商会の会長を担任する人物である)。⁴²⁾

総董がいかに選出されたかは不明であるが、総理、副総理、議員はみな会員が互選して推薦したという記載もある。⁴³⁾ 形式上はそうであったかも知れないがしかし、厳信厚の総理兼総董の地位への就任は、創立の経緯からみれば政府高級官僚盛宣懐の意向がうかがわれる。二名の副総理中、周晋鑣は厳信厚の寧波通久源軋花廠の共同出資者で代理人であり、上述の如く厳信厚と同じく寧波幇に属し、一貫して厳信厚の側近であり、このたび副総理に就任したのも厳信厚の推薦を受けたためであった。毛祖模が副総理に選任されたのも、厳信厚が上海商業会議公所の実権を握るのに最も頼りになる腹心だったからだといわれている。⁴⁴⁾ そうしてみると、副総理の選出は実質上、人脈に拠ったことになる。

『上海総商会史』によると、上海商業会議公所は二重の指導機構を有しており、一つは五名の総董が構成する権力機構で、「権力は総董に帰す」といわれ、これは官営の商局、商所の組織体制を従来のしきたりのままに従うものである。もう一つは一名の総理、二名の副総理、十三名の議員が構成する辦事(事務)機構で、これはおそらく国外の商会のでき上がった例を参酌して確定した組織形式であるとする。そして政策決定機構は五名の総董が組織する董事会であったのである。この五名は、匯業(為替業)、茶業、洋貨業(輸入品業)、および上海で大きな影響と地位をもつ四明公所、広肇公所等の大きな幇にそれぞれ属し、これらの行幇の首領であった。その他、各大幇が一~二名の董事を推挙し当幇の代表とし、あるいは若干の大きな企業の支配人が当企業を代表して上海商業会議公所に加入し、当公所の会員になった。会員は定数を限定せず、問題が生ずれば会議に参与したが、しかしやり方の決定権はなかった。45)

総理兼総董の厳信厚自身が候補道員、副総理二名が各々候補知県、湖北候補道であり、その他の総董四名のうち少なくとも二名は候補道員であって、総理、副総理、総董という指導的立場にある者の内、官僚の地位を保有している者が七割強を占め、すなわち、大部分が紳商であった。決定権は、総董が構成する権力機構にあり、会員にはなかったのである。上意下達の役割を荷っていたことが推察される。

「上海商業会議公所議員名及其所属」の記載では、当公所の成員は総董を別格として、正副 総理3名のほか、議員13名、会員59名(計72名)である。13名の議員が代表する業種、団体は このうち判明する者7名について、絲業(生糸業)公所、北市銭業公所、茶業公所、洋貨(布)

公所、匯業公所、華俄道勝銀行、墾務公司(開墾会社)である。華俄道勝銀行が近代的組織と 見られるのを除いて、公所からが5名で大半を占める。会員59名について、煩瑣であるが出身 母体を挙げておくと、官僚による輪船招商局(4名)、電報局(1名。以下数字の無いものは 1名)、裕源紗廠、紡織廠、絲業会館(4名)、茶業会館(2名)、北市銭業会館(2名)、南市 銭業公所(2名)、銀行業(2名)、振華堂洋布公所、日本洋行、五金洋貨業(2名)、洋広貨 業(2名)、南幇匯業(2名)、西幇匯業(2名)、洋行業、広肇公所(3名)、鉄業公所(2名)、 承辦機器軍器業、営造業(建造・建築)、阜豊麺粉公司、華興麺粉公司、造紙廠、花業(綿業) 公所(2名)、豆米公所(2名)、木商会館(2名)、商船会館(2名)、各行装載行(2名)、 山東会館、参薬業(朝鮮人参、2名)、福建湖幇(2名)、海味業、蜀商(四川商人)公所、江 西会館、典業(土地、不動産を抵当にした金貸し業)公所(2名)、質業公所で、従来の業界 団体、公所・会館が過半を占めそれに工場、銀行が加わっている状況である。これら代表者の 投資の範囲は、一部の人の情況しか判明しないが、銭荘(5名)がやや目立ち、銀号、票号、 五金業、茶棧、絲号、絲棧、洋貨号等従来の工商業がなお多い。当時上海の五大業界は匯業、 銭業、絲業、茶業、五金洋貨業であり、それが反映されている。しかしこのほか軋花廠(綿繰 り工場)、紗廠、麺粉廠(製粉工場)、繅絲廠(製糸工場)など工場に投資している者も見うけ られることを付け加えておく。46)

総括すると、上海商業会議公所は、総董五名による決定権を持つ権力機構のもとに、従来の工商業の業界団体、会館・公所に若干の新式企業を統括した萌芽的な組織であったといえよう。この中で若干の企業、工場の参加は確かに従来の行会とは異なるが、上記の条件下で彼らは資本主義的新機軸を提示しえたのであろうか。同公所の活動については、その章程によれば、「一、宗旨を明らかにす。本公所は思を集め益を広め(衆人の意見を取り集めてより大きい成果を収め)商務を講究する(研究する)を以って起る。……一、上下を通ず。……一、群情を聨ぬ。……一、利弊を陳ず」等を掲げているが、実際上「商務中、最も要なるものは、銭債(金銭貸借)(の調停)の一事なり」といわれた。47)

六、上海商務総会の組織構成

光緒二十九年(1903年)の商部成立直後の十一月、『商会簡明章程』26条を制定し公布した。翌三十年(1904年)五月、二年数ヵ月存立した上海商業会議公所は規則に従って上海商務総会に改組され、かつ『上海商務総会公議詳細章程』を公布、施行した。その中で、一幇一行が納める会費の額は、銀300両、600両、900両等の差を設け、それに照らして一名から三名の代表を商会会員として推挙派遣すると規定し、企業会員もこれと同じに規定した。このように、上海商務総会は会費額に対する等級の差別を通して、会員を一部の経済的実力が比較的まさって

いる行幇と大中型の企業代表に制限し、より大多数の小さい行幇および小企業の正式な入会を 排斥した。ただ商会は、年に少なくとも会費12両の銀を寄付する会友身分を承認したが、会友 は商務について討論し、冤罪を訴え、商業法規を尋ね聞き、議董(評議員)の選挙に参与する 等の権利があったが、しかし選挙されて議董になる資格はなかった。⁴⁸⁾ 会友は商会の指導層に は入れなかったのである。

1904年の第一期上海商務総会の組織構成に関しては、統計によれば、171名の商会会員中、所属行幇(同業同郷者組合。公所・会館等の団体)の代表(「合幇会員」)は18人で、10.5%を占め、企業の代表(「不合幇会員」。のちに「分幇会員」に改称)は中国商人企業と外国商人企業を含み、会員数は153人で、89.5%を占めた。行幇団体の代表は、材木業、棉業、為替手形業、南市銭業、北市銭業、典業、質業、茶業、米穀業、洋貨業、珠玉宝石業、衣類業の十二の比較的大きな行業を代表するものだった。この十二行幇団体の代表18人中、8人の代表の行幇のみが新しい方向に赴く傾向をもったといわれ、44.4%に当る。その他の過半数は旧式の商幇に属していたといわれる。一方、企業会員153人中、本国企業を代表する会員は128人で、83.7%を占め、うち紡績工場代表が5、商店代表が121、輪船招商局代表が1、中国通商銀行代表が1である。企業会員153人中、外国商人企業を代表する会員は25人で、16.3%を占め、その内、外国商人汽船会社の買辦が10、外国商人銀行の買辦が11、外国商人紡績工場の中国人支配人が4人である。49)

本国企業を代表する会員128人中、商店代表が121人で、ほぼ95%も占めていたが、行幇とし て参加した上記十二の行幇と重複して、商店が個々に代表を加入させたことが分かる。加入者 の身分は董事、執事で、木行董事、花業(棉業)董事、匯票号董事、銭業董事、典業董事(14 店。10店舗以上のみ数を記す)、銀楼牌号(銘柄)執事(14店)、綢業執事(17店)、華商糖業 牌号執事、薬業牌号執事(38店)、醤園(醤油、みそ、みそ漬けなどの製造販売店)牌号執事 (26店) など、いずれも比較的大きな業界に属する。徐鼎新はひかえめな表現ながら「本国の 企業会員中もまた一部分は旧式の商業企業の代表がいた。このことは商会組織内部をして封建 的性質の行幇勢力の存在と影響を完全に排除することは不可能にした | ことを認めている。50) 西洋資本主義に接触しその循環過程に入る企業がでてきて商会にも参加した一方で、少なから ぬ成員は引き続き、昔からある生産関係のつながりを保持し、多かれ少なかれ封建地租の搾取 あるいは高利貸しの搾取に未練があり、行会(ギルド)の特権に未練があった。清末1904年の 商会の構成員は両者を包含しかつ後者がなお優勢で、封建的性質の影響を逃れることは出来な かった状況を表している。1905年の反米ボイコット闘争の際の商会の態度について、その詳細 は割愛するが商会上層部で決然としてボイコットを主張した者は少数派であった。51)こうした 商会の活動について、当時上海にあった日本の東亜同文書院は、上海商務総会はほとんど上海 の紳商巨商を網羅して、立案した章程・規定(「上海商務総会施行仮細則」73条)は頗る精密 だが、しかし商会としての実態を欠き、「目下の状態は商会として行動するにあらずして、各 幇各行其便に従うて各々総会に集合討議し全く自由の行動をなし、殆んど章程に準拠する所あ るを見ず」、よって当会が現時点で実行しつつある事柄は「単に商人に代りて起訴交渉をなし 又は商事に関する稟申(上申)を上憲(上官)に取次ぐ等のことあるに過ぎず、すなわち一言 にして之を蔽えば(商業知識の啓発、開通および商学の研究に基づく商業の発達等を謳った) 現今七十三条の条文は大半死文の状態にありと云うべし」と論評している。⁵²⁾ 上海商務総会は 全商工業者を組織した経済改革を目標に掲げたが、現実は個々の商事紛糾の調停と官との事務 連絡にほとんど限られていたようである。

しかしまだ商会の活動には表れてこなかったが、1910年代、商会の構成者に変化が生じていたことを示す資料がある。1904年に比較すると、1913年第八期の上海商務総会は、行幇団体の代表は合計98人で商務総会構成員の52.7%になり、企業代表の会員合計は88人で47.3%である。行幇代表が98人に及ぶが、そのうち82人が公所代表で、ある見解では、さらに82人のうち19人は新型の同業公所代表とされ23.1%、48人が新型に赴きつつある同業公所代表とされ58.5%、旧式の同業公所代表は15人で18.2%となっている。この分類の仕方に信頼が置けるとすれば、上海商務総会に属した行幇団体は内部改革を進めつつあるものが8割強もあったことになるが、ただし具体的な論拠は示されていない。残りは同郷会館代表が14人、善堂(慈善組織)代表が2人である。企業会員88人は、銀行代表が11人、各種の公司代表が33人、工場代表が4人、商店代表が24人、外商企業代表が10人、不明6人となっている。53)

企業会員は総数の上で1904年より低いが、顕著な点は商店代表が121人から24人に激減したことである。一方で行幇団体の代表が18人から98人に急増しており行幇として商会に加入するものが増加しているが、これは個々の商店が代表を送るより行幇としての代表を参加させる方が商会の中の活動の上で有利であると再認識したことを示すものであろうか。上記のように内部改革を進めつつあったものも少なくないとの見方もあるが、少なくとも、行幇団体としての結束は堅固に継続していたとみられるのである。また、他方で変化したのは、銀行代表者数と公司代表者数で、前者はもとの1人から11人に、後者はもとの1人から33人に増加した。もし旧式の銭荘と比較して銀行を近代的金融機関とみれば、また公司が株式組織で近代的運営をしていることが確認されるのであれば、1913年第八期の上海商務総会は指導層はさておき、構成員は資本主義的性格の組織の代表者が増えたことになる。

しかしこれらの近代企業、工場の経営者が構成員の中に増加をみたとしても、まだ上海総商会の指導層にくいこみ直接の影響を及ぼすに至っておらず、また構成員の中では行幇団体代表の勢力も根強く、1910年代なお指導層は紳商の体質を抜けきれていなかったことが、後述する1920年の「桂電」事件の経過における商会の態度に露呈されることになる。

七、輸出入業界とその指導者の商会での実態

生糸業界では、土絲(手繰りの生糸)輸出を経営し仕入、仲買・仲介貿易を行なう生糸商人で、湖州商人の上海に居住する者が、「同業の情を連合して異郷でのよしみをあつくする」ため、絲業会館(湖州会館とも称した)を組織した。生糸商人が経営する生糸問屋、生糸問屋兼倉庫業は、最初から対外貿易と相関係し、資本主義経済の運行の軌道に入ったとは理論上いえるものの、しかし創始期の問屋兼倉庫業は規模はみな大きくなく、経営の特色は仲買業者(「牙行」)の性質を帯びていた。54)

その経営者は、あるものは洋行の買辦を兼任し、あるものは田地等の不動産を兼ねて所有し 封建地租の搾取を行い、生糸産地では一般にみな地方封建勢力と関係が密接であった。絲業会 館は、生糸の管理、中外交易の奨励を強調したけれども、土絲輸出貿易の発展を推進する実際 の措置はなく、慈善事業の位牌の祭祀、公益施設の提供と税金徴収の請負い、生糸買い付け価 格の統一、密売の生糸の買い入れ禁止などを行っていた。55) 従来のギルドの職能を行なってい たのである。

しかし、「十九世紀七十年代、生糸販売競争の激化につれて、輸出貿易によって家を興す者 が見られるようになった |。商業資本の蓄積である。「彼等は新しい豪商で、比較的早く資本主 義の気風を得て、資本主義搾取方式の果実を分かち合っていた」。貿易を行うには洋行(外国 商社)と交渉するため、一面で洋行への依存は比較的深かったが、他面で洋行が価格を押さえ て買い上げ、生糸の等級を下げ、支払い期限を遅らせるなど、洋行の収奪を受け矛盾が発生し た。このために、彼等は生糸の品質の改良に努め、また工場を開設して機械製生糸をもって土 絲に代替し、海外市場を奪い合ったと言われる。たとえば、買辧身分を兼ねた生糸大商人の楊 信之は、上海に泰康祥という生糸問屋兼倉庫業多数を開設し、上海絲業会館の顔役であった。 十九世紀末に至って、彼は工場の開設、経営を試み始め、相ついで蘇州、上海に延昌永、延昌 恒絲廠(製糸工場)を開設し、買辦、生糸商人、製糸工場主を一身に集めた資本家になった。 類似の人物にはさらに、上海に相ついで恒豊絲号(生糸問屋)と振綸洽記絲廠を開設しかつ洋 行に雇われていた沈聯芳、同じく上海に黄紳記絲号と紳記絲廠、鼎源絲廠を開設した黄溍臣、 上海に成順泰絲棧(生糸問屋兼倉庫業)と瑞綸絲廠を開設しかつまた洋行に雇われていた呉少 卿、上海で洋行買辧を担任し、一軒の大型の絲号を経営したのちにまた乾康絲廠を創設した顧 敬斎など、彼らは一般にみな上海絲業会館で董事を担任し、「絲業界の中では一定の新機軸を 出す、改革的精神を備えた人物」という見方がある。絲廠経営者が主体となり、絲業会館から 分離して、江蘇と浙江等の繭業公所と連合して絲廠繭業総公所を発起し、機械製生糸の輸出を 争う新たな局面を実現しようとした。ただし、この頃の上海絲業会館と上海絲廠繭業総公所は、 名義上は各々、生糸商人と製糸工場主がその構成部分を充当したが、実際上は上述の絲行(生

糸問屋)、絲棧と絲廠を兼営する資本家は、同じく絲業二つの同業組織の上層人物であった。50 上記の人物中、筆者がその商会での指導的役割を追跡できたのは沈聯芳のみであるが、彼は 上海絲業会館董事であって、1910年代後半、上海総商会の副会長に任じた人物である。1919年 の青島奪回闘争の際、民衆が要求したのは、ヴェルサイユ条約に青島を中国へ回収し山東の主 権を回復することを明文で規定させることであった。しかし、沈聯芳は総商会指導者の一人と して「佳電(九日付けの電報)」を発して、日本が青島を強引に占拠した事実を黙認して、侵 略側の日本が希望する日本との直接交渉を行おうとした。会員の中からも「佳電」が使節を日 本に派遣して青島回収を要求するのは、「虎に向かって皮をよこせと相談する」ものだと批判 が出るほどだった。「日商とも関係があった」上海総商会指導層の日本に対する妥協的態度は、 上海各界民衆の憤激を買って数万人のデモを引き起こし、このように沈聯芳は総商会の名誉と 権威を失墜させた中心人物の一人であった。近代的民族資本家としての態度を示さず、会長朱 葆三とともに、「漢奸国賊」、「社会に害毒を流す人物」と指差され、彼らに引き続き総商会の 「首領を担任するに任すことは、ただに商界の恥であるのみでなく、亦国家の恥である」とみ なされた。朱葆三、沈聯芳は連続して三期四年間、上海総商会の正副会長を担任していたが、 彼等がこのような評価を受け、ついに辞職に至る結末を招いたのは、上海総商会指導層が、旧 法を墨守する紳商が権力を握る紳商指導体制であり、歴史の近代化過程に対応できなかったか らだと考えられる。紳商世代の人の中にも、資本主義の影響に染まり新事物を吸収し、自己の 知識、観念と企業経営管理の手段を更新し、これによって次第に近代の要求に符合する企業家 に向かって移行する者はいた。これは紳商階層の分化の傾向を意味する。

最後の朱葆三、沈聯芳の時期を含めて商会の紳商指導体制は十八年の長きに達し、1920年 8 月の改選でようやく新興の指導者に代わった。しかしそれ以前に十一回の選挙を経たが、事がらが複雑で入り組んだ紳商指導体制は、いまだいささかも動揺することはなかった。毎回、期が換わるたびに、だいたい三分の一前後の議董(会董――原注)が選挙で退き、そしてべつの一群の紳商が代って上がっていき、回り灯籠のように循環し回転した。名義上は「以って労苦と安逸を均しくする」ためであるが、実際は紳商階層内部の権力の分配のバランスを保つためであった。「佳電」事件を経過して総商会を改組する世論の声も日増しに強烈になり、1920年の改選の際、42歳の著名な綿紡工業資本家聶雲台(其杰)が上海総商会会長に当選し、旧式銭荘改革の精神に富む銭荘の経理、上海銭業公会会長秦潤卿(祖澤)が副会長に当選した。聶雲台は、彼が恒豊紡織新局を引き継ぎ主管した後、すぐにその父の世代の紳商たちの役所式にやる企業とはっきり異なる価値観念と経営のやり方を表現した。早くも1912年に、当時30歳を過ぎたばかりで、聶雲台は工商部顧問に迎えられ、民国の創立はまさに実業振興のよい機会だと捉え、「実業救国」の主張と工場管理の経験に基づく一篇の文章を公にし、工場設立を発起する宗旨を宣伝した。この中で紡績工場が毎年40万両余り、織布工場が毎年24万両余りの利潤、

綿繰り工場を加えて年に利潤70万両近くを獲得できると指摘し、工場の設立を促した。また西 方の「科学管理法」の精髄を最も会得していた綿紡工業資本家の穆藕初は、その経営するいく つかの紗廠のなかで、科学的に労働者を計算することと機械のつりあいのとれた動きを通して、 生産の定額を制定し、生産効率を引き上げ、剰余価値を増殖させた。同時に綿密な経済的見積 もりを通して、製品品質の保証をするという前提の下、消耗を軽減し、原価を節約し、利潤を 増加させた。しかしながらこのような人物は、1920年の商会改選の時期に至るまで、まさに彼 らが新時代の要求に適応する新機軸を出す改革の意識を具えていたために、そのために朱葆三、 沈聯芳が指導する上海総商会の権力機構の中で、(穆藕初は指導層に入っていたにもかかわら ず)彼らの意見は尊重されず受け入れられず、そして「衆に雷同せず冷静である」という孤立 状態を形成した。1918年に結成した朱葆三、沈聯芳が正副会長を担任した上海総商会指導層内 は、35名の会董中、紳商に属する人物が27名で、77.1%を占め、その中多数の人が思想は旧習 を守っていた。企業家には事業への執着心とたゆまずに新機軸を出し改革する精神が必須であ る。紳商世代の人の大多数はこの種の素質に欠け、彼らが企業に投資し経営するのは、一般に 当時の市場条件を以って変化し、あるいは政府のある一つの経済政策の刺激を受け、しばしば 短期の経済行為のありさまを呈した。甚だしきは工廠経営、公司経営を一種の投機の対象とし た。後世の人が論評したように彼らは「工業に投資することと、質屋、銭荘を開店し投機事業 を経営すること、あるいは外国資本のために買弁の仕事をすることは、みな同列に考えたので ある」。57) したがって、各大幇の代表者を取り込んで構成した商会の指導層の性格はなお紳商 的色合いが濃く、当時工場を経営した人物を含んでいたことをもって、ただちに商会が近代的 資本主義の本質を具えていたとは言いがたいと考えられる。

付言しておけば輸出入業によって利潤を蓄積し、工業投資を行った人物は上記に限らない。 寧波籍の大商人葉澄衷は五金輸入の経営で家を興し、上海に前後して五軒の行棧(倉庫兼仲介業)を開設し、経営商品の範囲は五金、石油、機械、鋼鉄、西洋ろうそく、外国食品などの輸入に拡大し、さらに不用になった外国汽船を再生して売却することにも手を出し、商業利潤を蓄積した。彼は「欧州の事を知る者」として当時名を馳せ、1899年に逝去する前、資本の累積は銀八百万両に達していた。彼はその資本を以って燮昌マッチ公司、綸華製糸工場を創設した企業投資の先駆者の一人であった。原籍が江蘇無錫の周舜卿は、最初、上海に升昌鉄行と震昌五金石炭・鉄鋼号を開設した。業務の発展につれて、上海、漢口、無錫、蘇州、温州、常熟(江蘇省)、常州(江蘇省)と日本の長崎などの地に十余軒の支店を増設し、さらに経営する業務をゴマ(搾油用)、雑穀の輸出貿易に拡大した。十九世紀末になって、彼はすでに工業への投資に着手した。1896年、まず上海に共同出資で永泰製糸工場を開設し、続いて蘇州蘇経製糸工場、蘇綸紡績工場を引き継ぎ経営した。二十世紀に入ったのち、また相ついで無錫に裕昌製糸工場、「集員製金工場を設立した。ある人が彼の当時の財産を約三百万元前後と見積もって いる。周舜卿と同じく原籍が無錫の祝大椿は、上海に開設した源昌行の経営を通して石炭・鉄 鋼五金を輸入して財を成した。のちに英国商人怡和洋行の買辦になり、その引き立てで特殊な 利益を獲得した。十九世紀末から二十世紀初め、彼は実業投資に熱をあげ、相ついで自己資本 のみで八軒の工場を創設し、かつその他の若干の近代企業の株式に加入した。見積もりによれ ば、彼が開設したかあるいは投資に参加した上海源昌精米工場、華興製粉工場、源昌製糸工場、 龍章製紙工場のみで、資本総額は合計百六十六万元に達し、祝大椿が占める投資額は百十万元 以上であった。この外にも、貝潤生、朱葆三、丁欽齋、楽振葆、戴運来、傅品圭、邱謂卿など の名が挙げられているが、58) その本質が近代民族資本家であったか否かは、すでに述べた如く 検証を要し、上海総商会指導層の分析に鑑みれば、紳商的体質を抜け出していなかったことも 考慮しておかねばならない。たとえ近代的新機軸を提案しようとしても、なお総商会の指導層 等はそれを容認し、総商会の活動の指針、目的とする段階に至っていなかったのである。

おわりに代えて:同郷幇の影響力の存続

上海商業会議公所および上海商務総会、上海総商会の組織構成を分析し、さらにその指導層の構成、性格を検証した。少なくとも、1920年8月の改選以前の上海総商会は、組織した一部業界、企業の指導者が近代的運営の新機軸を提出していたとしても、総商会の経済的、社会的活動に影響しがたい構成、仕組みになっていたことが明らかになったと思われる。政府官職を金で購い(「買官」)半官僚化する指導者は、上海商業会議公所で七割強を占めていた。この傾向は一挙に改まるものではなく、上海商務総会、上海総商会に引き継がれた。「紳商」と呼ばれる守旧型の領袖が指導層の大半を占め、近代的企業家は上海総商会の組織の中で孤立していたのである。

その背景には、会館・公所を形成する同郷幇が厳然として存在していたことを挙げておかねばならない。1920年8月の総商会改選後の一時期を等閑視するのではないが、1920年代に入っても、上海の経済界を見るに銭業、銀行業、その他各業公会(会館・公所)59)の代表者は、概ね大寧波幇としての者が多数を制している。民国十一年(1922年)、改革を志していた銭業公会総董秦潤卿は「上海銭業は素より幇派に分かれている。……本籍地の問題は終に絶滅し難い」と慨嘆している。60)事実、「銭業公会より上海市商会へ派遣せる代表者を見るに、寧波幇七名に対し、紹興幇四名であるから、寧波幇の勢力が紹興幇の上にあって銭業公会の牛耳を執っていることが判り」上海市商会にも影響を及ぼした。61)上海において寧波幇の最も盛んなるのは、寧波人の特性が商業に適すること半ばであって、寧波先輩の後進を引立てること亦半ばである、といわれ、「報恩の観念の強い中国人のこととて自ら相互の間に師弟の関係生じ」、「上海銭業公会において如何に民主主義を強調するとも」、師弟関係によって「領導者は能く被領導者を

統率し得る」⁶²⁾ のであって、同郷幇の領導者指導体制が機能していた。新式といわれる銀行業にしても、銀行公会より代表者として上海市商会に派遣した顔ぶれは、総数21名のうち浙江幇に属するものが10名に及び「寧波幇が牛耳を執ったと考えられ」、また連盟する江蘇出身者を加算すれば19名に達する。⁶³⁾ 商会についても、主としてこれらの公会から代表者を商会に派遣して構成するのであるから、新式の商会といえども「その実権は寧波幇もしくは大寧波幇の手に帰すること自然の勢いでなかろうか」と根岸は見ている。⁶⁴⁾ ここに欧米、日本の商工会議所に倣ったという中国商会の代表上海総商会の基盤、それに影響される商会の前近代的体質が窺えるのではないだろうか。

一方で、上海商工業は海外輸出入貿易と直接関係する業界の分野から、近代的改革を実施に移す公所、個人の企業が出現していたのも事実である。上海振華堂洋布公所がギルド規制の中核の一つである商業上の競争の取締りを行わなかったのはその典型例であり、又輸出入業で蓄積された商業資本が、封建的な土地や高利貸への投資ではなく、機械製近代工場に投資された例も少なくない。ただ上海総商会という組織の中で言えば、芽生え始めた近代企業家は、自身の公所、企業に対し近代的運営を行う努力はできても孤立分散していて、この趨勢を拡大して旧来の会館・公所の領導者が左右する総商会の体質を根底から変えるにはまだ力が及ばなかったのである。1920年8月の改選は近代企業家が頭角を現す契機となり、これ以後、総商会として「国貨(国産品)改良、国貨提唱」に資する活動を若干実行し、また経済活動の前提として不平等条約体制(とくに関税自主権の喪失、外国製品のみへの子口半税の適用等)撤廃の政治活動にも関与するようになった。ただ、それらの活動においても基盤をなす同郷幇の結束、その領袖の動向の影響は抜きがたく、幇の利益が、商工業界全体の近代化に優先された。

民国十三年(1924年)「上海総商会会員録」に拠れば、合幇会員代表121名のうち、寧波幇の占めるもの28名、すなわち23%、浙江幇の占めるもの53名、すなわち44%に達し、更に江蘇、安徽、江西の外郭団体を加算すれば87%を超える。分幇会員代表413名、そのうち寧波幇の占めるもの116名、すなわち28%、浙江幇の占めるもの202名、すなわち50%近くに達し、更に外郭団体を加算すればやはり87%を超える。商会の役員は、会董においてその総数35名のうち、寧波幇17名(49%)、寧波幇を除く浙江諸幇9名、江蘇幇8名、広東幇1名、特別会董においてその総数7名のうち、寧波幇4名、江蘇幇1名、湖南幇1名であって、正副議長も寧波幇である。民国二十三年(1934年)における上海市商会会員代表、委員においても、その詳細は省略するが、寧波幇およびその外郭団体が占める比率は減退していない。光緒二十八年(1902年)厳信厚が上海商業会議公所を創立したときから、民国十六年(1927年)国民革命軍が上海に進駐するまで前後二十五年、商会の会長たるものは、民国九年(1920年)の湖南幇の聶雲台を除き、その他はみな浙江幇特に寧波幇に属した。65)商会役員の選出を同郷幇の紐帯によるのでなく、公開の選挙の方法で真正の近代的民族資本家を選出することができるか660、近代的民族

資本家が提出する新機軸を実施に移すことができるか等、商会近代化の鍵は、寧波幇を主とする同郷幇の領袖が真に近代企業家に転進できるか否かにかかっていると考えられる。最近発掘されつつある檔案資料等を探索して、さらに考察を進める必要があると考える。

注

- 41) 広肇公所は広東省朱江流域の広州、肇慶二府出身の者が組織したもの。根岸信『支那ギルドの研究』 東京、斯文書院、1932年、全442頁。77頁。
- 42) 徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」『中国近代経済史研究資料』(9)上海、上海社会科学院出版社、1989年。60-61頁;遠山景直編『上海』東京、遠山景直(出版者)、1907年、全421頁。338-339頁「上海支那商業会議所」。『皇朝経世文新編続集』巻十「商政」第6、7頁。
- 43) 徐鼎新、銭小明『上海総商会史(1902-1929)』上海、上海社会科学院出版社、1991年、全454頁。43 頁。
- 44) 徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」61-62頁。
- 45) 徐鼎新、銭小明『上海総商会史』43頁。
- 46) 上海東亜同文書院編『清国商業慣習及金融事情』1904年初版。復刻版、龍渓書舎、1992年(『明治後期産業発達史資料』第129巻に収録)、115-120頁。
- 47) 上海東亜同文書院編『清国商業慣習及金融事情』1904年初版。復刻版、1992年、111-115頁。
- 48) 徐鼎新、銭小明『上海総商会史』62頁。徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」63頁。 張桓忠によれば、民国以後の上海総商会の会友も上海商務総会時期の会友と大差なく、章程に拠れば 毎年10両以上、50両以下を納めるものを会友とし、上海商務総会時期と全く同じく、ただ選挙権があ るだけで、被選挙権はなかった。これらの会友は主として小企業の代表だった。張桓忠『上海総商会 研究』台北、知書房出版社、1996年、全461頁。84頁。
- 49) 東亜同文会編『支那経済全書』東京、東亜同文会、1907年(在上海東亜同文書院調査)。第四輯、70 76頁「上海商務総会会員名簿」。徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」63、65頁。 張桓忠『上海総商会研究』369-450頁の「上海商務総会・上海総商会同人録」に光緒34年(1908年) から宣統3年(1911年)、民国5年(1916年)、同7年から11年までの会員、会友などの氏名、貫籍および所属会館・公所、業界、企業などについて、詳細な一覧表が掲載されている(会友の記載は清末宣統三年まで)。民国8年以降は合幇会員と各業分幇会・分幇会員に分類されている。
- 50) 徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」63-64頁。商店代表の業種、人数は、資料により若干の差はあるが、銀樓牌号(商標、銘柄)執事14名、網業牌号執事20名、華商糖業牌号執事9名、薬業牌号執事38名、醬(醬)園牌号執事26名等が挙げられている。東亜同文会編『支那経済全書』第四輯、70-76頁。
- 51) 徐鼎新、銭小明『上海総商会史』67-86頁。

- 52)東亜同文会編『支那経済全書』第四輯、44-67頁。「上海商務総会施行仮細則」73条は「すでに商部の批准を経て」いるとしていて、73条の記載は同書44~65頁に及ぶ。第一章第一条の「定名」に続いて、第二章の「宗旨」第二条で、「同業を聨絡し智識を啓発し以って商智を開通す」、第三条「商業を調査し商学を研究して商部の諮詢に備え衆を会して討論し以て商業の発達を期す」等を掲げており、その他、例えば第十二章「権利」第五十八条に「本会会員の権限」として「商務を調査し随時法を設けて改正す」、「随時会章を改正し又各組合店舗に代りて旧則を改正す」とあり、また同第五十九条に「会友の利益」として「商務の利益を討論し意見を陳述して採択に備う」など改革的な条文がみられる。しかし他方で「規定する所頗る細密を極むと雖総会の辦事章程及日々の執務に関しては未だ規定する所あらず」と、形式的であって実務的でない点も指摘されている。
- 53) 徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」64-65頁;上海総商会が編集印刷した『上海総商会報告録』所載の「合幇入会会員一覧表」、「不合幇入会会員一覧表」に基づく。東亜同文会編『支那経済全書』第四輯、70-76頁。
- 54) 商談が成立すると牙行は売買業者の双方から、牙銭または佣銭と呼ばれる、取引額の2~3%の手数料をとって利潤とした。『アジア歴史事典』東京、平凡社、1959年初版、1967年版、第2巻、155頁。
- 55) 徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」51頁;『絲業会館徵信録』上海、1860-1879年。
- 56) 徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」51-52頁。
- 57) 徐鼎新、銭小明『上海総商会史』230-252頁を要約。「日商とも関係があった」上海総商会指導層については235~237頁参照。引用文の「虎に向かって皮をよこせと相談する」は234頁に、「漢奸国賊」、「社会に害毒を流す人物」および「首領を担任するに任すことは……」は235頁に、(名義上は)「以って労苦と安逸を均しくする」は244頁に、「衆に雷同せず冷静である」は248頁に、「工業に投資することと……みな同列に考えたのである」は250頁に記載されている。また文中の1918年に結成した上海総商会指導層内の35名の会董中、紳商に属する人物が77.1%を占め……、という記述は、245頁に基づく。聶雲台と穆藕初については、245~248頁参照。
- 58) 徐鼎新「清末上海若干行会的演変和商会的早期形態」54-55頁。
- 59) 民国に入り政府がギルドを洋式の商工同業組合化しようとする意向があり、工商同業公会法を発布した。銭業の例では、民国六年(1917年)、南市銭業公所と北市銭業会館の組織を改め、協同して銭業公会を創設したが、規模簡陋であって僅かに会長一名副会長二名を設け一切の事務を主宰させるに過ぎなかった。民国十一年(1922年)、「同業者の決議に依り」会董十二人を選び、会董中から総董、副董各々一名を互選し、任期二年連任一回とし、「ボスの跋扈を防ぎ民主的とした。」民国十八年(1929年)国民政府が民間商工団体を統制するため新たに工商同業公会法を発布し改組を命じたので、本会も亦これに遵い、民国二十二年(1933年)に上海市銭業公会章程を作り、上海市銭業同業公会と為し、「各会員より執行委員十五名を選挙した」。このように同業公会の選挙制度の面は民主化されたともみられるが、しかし「工商同業公会法実施せられ、一市一同業公会と限定せられたので、南北銭業者は共同して上海銭業公会なるものを創立したけれども、南北銭業者の結成せる公所と会館は残存して居った。それで銭業公会なるものは依然として両旧ギルドの聯盟たるべき観ないでもなかった」。国

清末民初、上海の会館・公所と商会

民政府が同業公会法を作ったのも、預金利息の協定、銭荘の営業状態の監督、顧客の資金の用途の審査などに、「ギルド的結束を不可欠としたため」、「会館・公所の精神をくんで作った」のであった(根岸告『上海のギルド』東京、日本評論社、昭和26年、全412頁。105、109、120-122頁)。公会の背後には会館・公所の機能、存在そのものが残存していたことを窺わせる。全国的にみても同業公会法制定後、会館・公所の存続するものがあるが、概ねギルド共通の職能は会館・公所に残留し、同業特定の職能は公会に帰属したが実際上争議の調停が中心で、調停はギルド職能の継承とみなせる。

- 60) 根岸佶『上海のギルド』109頁。
- 61) 根岸佶『上海のギルド』111頁。
- 62) 根岸佶『上海のギルド』116頁。119頁。
- 63) 根岸信『上海のギルド』150頁。63頁。新式といわれる銀行も、その資金運用からみれば、近代的商業、工業への融資の割合は低い。むしろ財政窮乏していた政府が内国公債を乱発し、その利息は高く手数料も亦多かったのでその内債引受けによる利益獲得を目的とする民族銀行の設立が増え、民国十四年(1925年)に存在するもの百四十一行に達した(根岸信『上海のギルド』142頁)。企業形態においても、銭荘と同じく伝統的な「合股」の形態(親戚、知人間の資金の持ち寄り)が株式会社組織であるはずの銀行に及んでいた(根岸信『上海のギルド』179頁)。
- 64) 根岸佶『上海のギルド』63頁。
- 65) 根岸佶『上海のギルド』354-355頁。
- 66) 商会の選挙制度に関しては、朱英「近代中国商会選挙制度之再考察——以清末民初的上海商会為例」 『復印報刊資料・中国近代史』2007年第5期(原載は『中国社会科学』北京、2007年1月)があるが、 章程、規則、意見書の面からの分析が中心であり、現実の同郷幇の影響力については言及していない。 (りんばら・ふみこ 外国語学部教授)